

（目的）

第1条 本要領は、先進的環境技術の環境保全効果を第三者が客観的に実証することによって、環境技術の普及を促進し、もって環境保全と環境産業の発展を促進することを目的として、環境省が推進する「環境技術実証事業（以下「事業」という。）における有機性排水処理技術の実証（以下「技術実証」という。）について、技術実証の実施方法を定めた「環境技術実証事業 有機性排水処理技術分野 実証要領」に基づいて実証する一般社団法人埼玉県環境検査研究協会が本事業の実証機関（以下「実証機関」という。）としての運用方法を定めるものである。

（技術実証の申請）

第2条 有機性排水処理技術分野の技術実証を希望する者は、本要領及び別添の実証要領を承認のうえ、実証機関がホームページ上で公開する「技術実証申請書」に必要事項を記載のうえで、実証機関に対し、実証技術の申請を行う（以下、技術実証の申請をした環境技術を有する者を「実証申請者」という。）。

- 2 実証機関に所属する者が役員もしくは構成員となっている実証申請者の実証技術は、申請を受け付けない。
- 3 実証機関は、諸手続の情報提供や対応について実証申請者によらず同等に扱う。

（審査結果の通知等）

第3条 実証機関は、自らの手数料予定額を明示して対象技術を公募する。

- 2 実証機関は、第2条の申請があったときは、当該申請技術の実証可能性を審査し、環境省の承認を得ることとする。審査に当たっては、実証申請者との利害関係が影響することなく、特定の実証申請者や申請技術やよって偏りのなく対応する。
- 3 実証機関は、第2条の申請の審査結果について、実証申請者に通知を行う。
- 4 実証機関は、申請技術の選定経過を開示しないこととする。
- 5 実証申請者から審査結果の異議申し立てがあった場合は、公開できる範囲で誠実に対応する。

（実証計画の作成）

第4条 実証機関は、実証要領に基づき、実証計画を策定する。

- 2 前条第3項で審査結果の通知を受けた者（以下「実証申請者」という。）は、実証機関による実証計画の策定に協力しなければならない。
- 3 実証機関は、実証申請者に対して実証計画案を書面で通知し、実証申請者からその内容について承認を得ることによって、当該実証計画案を「実証計画」として確定させる。
- 4 実証機関は、実証申請者の承認を得られないために、実証計画が確定できないときは、技術実証を行わない。

（試験の実施）

第5条 実証機関は、実証要領及び実証計画に定めるところに従って、技術実証のために必要な試験（以下「試験」という。）を実施する。

- 2 実証機関は、実証申請者等への助言等により試験が公平並びに公正な実施に影響することなく事業を進める。

（試験の委託）

第6条 実証機関は、試験にかかる業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。この場合、実証機関は、実証要領に基づく技術実証の品質を保持できる機関を選定する。

（必要装置等の提供・貸与）

第7条 実証申請者は、試験に関し、実証機関の要請に応じて、以下次の各号に定める協力行為を行わなければならない。

- 一 試験に必要な装置及び付属機器等（以下「必要装置等」という。）の提供又は貸与並びに必要装置等の操作、運転に必要なマニュアルの提供
- 二 必要装置等の操作、運転に必要な作業要員（必要装置等の運転にかかる資格及び訓練を受けている者に限る）の派遣及び材料、燃料その他の物品の提供
- 三 試験実施場所の提供
- 四 試験に対する補佐、助言その他試験の円滑な実施に必要な一切の協力行為

- 2 実証機関は、実証申請者が前項各号の協力行為を行わないときは、技術実証を中止することができる。

(貸与物滅失の免責)

- 第8条 実証機関は、必要装置等その他の実証申請者から貸与された物品（以下「貸与物」という。）が劣化や汚染などにより滅失又は毀損する恐れがある場合は、これをあらかじめ確認する。この確認した貸与物の滅失又は毀損については、それが故意または過失によるものでない限り、実証申請者への賠償を免責される。

(実証計画の変更)

- 第9条 実証機関は、実証途中において、第三者による客観的実証である技術実証の趣旨に照らして、実証計画の主要な箇所について変更の必要が生じたときは、環境省及び実証申請者と協議の上、その旨を実証申請者に書面で通知する。ただし、実証に支障を及ぼさない軽微な変更についてはこの限りではない。

- 2 実証申請者は、前項の通知を受領したときは、その変更を承認するか否かについて実証機関に書面で通知するものとする。承認しない通知については、非承認を相当する合理的理由を記載しなければならない。
- 3 実証申請者が第1項の通知を受領した日から10日以内に、合理的理由が記載された不承認の通知が実証機関に到着しない場合、実証申請者が第1項の変更を承諾したものとみなす。
- 4 実証機関は、実証申請者から実証計画の変更の希望があった場合には、適当な変更であるかどうかを判断し、環境省及び実証申請者と協議の上、実証計画を変更するものとする。

(実証の中止)

- 第10条 実証機関は、実証機関の責めに帰すべからざる事由により実証の実施が不可能又は著しく困難となったときは、技術実証の一部または全部を中止することができる。
- 2 実証機関は、実証申請者から技術実証の一部又は全部を中止する希望があった場合には、正当な理由によるものかを判断し、環境省及び実証申請者と協議の上、実証の一部又は全部を中止するものとする。

(実証の再実施請求)

- 第11条 実証申請者は、実証の内容が実証計画と著しく異なると判断したときは、報告書受領から14日以内に、実証機関に対して、実証の内容が実証計画と著しく異なる旨及びその合理的根拠を明示した通知を行うことにより、実証計画に従った実証の再実施を請求することができる。
- 2 実証機関は、前項により実証申請者が主張する再実施の根拠を合理的でないと判断したときは、実証を再実施しない。

(費用負担)

- 第12条 次の各号に掲げる事項に要する費用は、原則として、実証申請者が自ら負担するものとする。
- 一 対象技術の試験実施場所への持込・設置
- 二 現場で試験を行う場合の対象技術の運転に係る電気料金等の費用
- 三 試験終了後の対象技術の撤去・返送
- 2 次の各号に掲げる試験実施に係る実費は、原則として、実証申請者が手数料として負担するものとする。
- 一 測定・分析等に係る人件費、補助職員賃金、機器損料、外部委託費等
- 二 試験に伴う消耗品、測定器等が消費する電気料金・水道料金等
- 三 実証機関出張旅費
- 3 実証機関は、前項「試験実施に係る実費」に一般管理費（管理部門の経費）を含めることができる。
- 4 実証機関は、実証計画の策定後、試験の開始前に、第2項に定める手数料の額及び納付期日を確定し、実証申請者に「試験に係る手数料徴収計画書」により通知するものとする。納付期日は、原則、試験開始前とする。この結果は、環境省に報告する。
- 5 前項の通知を受けた実証申請者は、期日までに、実証機関に手数料を納付する。
- 6 実証機関は、手数料額の確定の際に、試験途中における実証項目の追加、また、これに伴う手数料額の追加があり得ることを、実証申請者に対して確認することとする。
- 7 第9条または第10条の規定により、実証計画の変更または技術実証の一部又は全部を中止する場合には、実証機関は、環境省にその経緯を説明し承認を得た上で、実証申請者と協議の上、第2項に定める手数料の額を改めて確定するものとする。

(報告書)

- 第13条 実証機関は、実証要領に基づき、実証の結果に関する実証報告書（以下「報告書」という。）を電子ファイル等の媒体で作成し、実証申請者に通知、送付する。
- 2 報告書における技術実証の結果は、環境技術の性能を保証するものではなく、一定の条件下における環境技術の環境保全効果のデータを提供するものであり、実証機関は、実証申請者の環境技術の性能に関するあらゆる責任を免除される。また、実証申請者は、実証機関が環境技術の性能を保証するものであるなどの誤解を与えるような宣伝、公表その他一切の行為をしてはならない。
 - 3 実証申請者は、報告書の内容に関して疑義があるときは、実証機関に対し、実証の具体的諸条件などの説明を求めることができる。
 - 4 報告書に著作権は、環境省に帰属するものとする。

(報告書の公開)

- 第14条 報告書は、環境省の承認を受けて一般に公開される。公開の方法、期間その他の公開に関する一切の事項は環境省が決定する。
- 2 実証申請者は、いかなる場合においても報告書の公開を拒否することはできない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、環境技術に技術上又は営業上の秘密が含まれる場合において、実証申請者が実証計画の確定時までにその旨申し出、実証機関から承認を受けたときは、その承認を受けた範囲に限り公開されないものとする。

(協力事項)

- 第15条 実証申請者は、事業の円滑な実施のため、次の各号に掲げる事項について自らの負担において協力するものとする。
- 一 実証機関又は環境省が主催する検討会等への出席及び検討会等に必要な資料の作成
 - 二 実証に係る日本国政府の予算に關係する資料の作成及びヒアリングへの対応
 - 三 技術実証後における環境技術の普及状況の報告

(守秘義務)

- 第16条 実証機関は、技術実証の申請や実証を通じて知り得た実証申請者の環境技術に関する情報や資料を、事前に実証申請者の書面による承諾を受けることなしに第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。
- 一 実証申請者から取得する前に、既に公知であるもの。
 - 二 正当な権原を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず取得したもの。
 - 三 学術的な研究等に役立てる場合において、実証申請者が認めた範囲であるもの。
- 2 実証機関は、契約期間中、契約期間満了後および解除後において第1項の義務を負い、本条に違反し相手方に損害が生じた場合は、一切の損害を補償する責を負うものとする。
 - 3 本条第2項のうち契約期間満了後および解除後における本条の有効期間は、契約期間満了後および解除後が成立してから3年間とする。

(損害賠償)

- 第17条 試験に関連して実証機関に損害が発生した場合、実証申請者は、実証機関に発生した損害を賠償するものとする。ただし、実証計画の策定、貸与物の貸与、必要装置等の運転その他の実証申請者の行為について故意または過失がないことが証明された場合についてはこの限りではない。

(定めのない事項等の取扱)

- 第18条 本要領に定める事項について生じた疑義又は本要領について定めのない事項については、実証申請者と実証機関が協議して決定、解決するものとする。